

(別紙様式)

中山間ふるさと・水と土保全対策事業 中山間ふるさと・水と土保全推進事業

事業実施計画

計画期間：令和7年度～令和11年度

(令和7年度)

計画内容

1. 事業実施の基本方針
2. 事業計画
3. 事業実施の成果目標と実績
4. 事業評価と対応

長野県

1. 事業実施の基本方針

目標年度	令和11年度
現状と課題	本県は、5千集落による農業集落を基礎として、その機能を活用しながら土地改良施設や農地を維持してきた。しかし、農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、特に中山間地域において、荒廃農地の発生や野生鳥獣による農作物被害が拡大するとともに、土地改良施設の維持管理が困難となってきた。この現状を打開するためには、ICT等を活用した農作業の省力化や、非農家や企業等多様な人材の活躍による農村振興など、産業としての農業振興と暮らしの場としての農村振興を併せて推進することが極めて重要となってきた。 また、棚田地域は、農業生産活動を通じて長い年月維持されてきていた。しかし、農業従事者の減少や高齢化などにより、荒廃農地の発生や野生鳥獣による農作物被害が拡大し、農地や農業用施設の維持も困難となりつつある。このため、非農家を含めた地域社会全体での保全活動の推進や、都市住民等の地域外住民とのつながりの深化などによるコミュニティ機能の強化・再生することが重要となってきた。
事業実施の基本方針	本県では、令和5年度から令和9年度までの5年間を対象とした「第4期長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）を策定しており、『人と地域が育む未来につづく信州の農業・農村と食』を基本目標として、「皆が憧れ、稼げる信州の農業」、「しあわせで豊かな暮らしを実現する信州の農村」と「魅力あふれる信州の食」の3方向で施策を展開している。中山間地域の農地及び農業施設の保全対策として、「中山間地域における農業の支援」及び「中山間地域における農村コミュニティ維持・強化」についての施策を展開することとしている。「長野県棚田地域振興計画」により、多面的な機能の維持・発揮の促進と交流人口の増加など棚田地域の振興を図ることを目標とした施策を展開している。本事業は両振興計画を実現するための一つの手段と位置づけ策定する。
計画後の目指す姿	1 皆が憧れる経営体の育成と人材の確保 2 稼げる農業の展開と信州農畜産物の持続的な生産 3 農的つながり人口の創出・拡大による農村づくり 4 安全安心で持続可能な農村基盤づくり 5 食の地産地消をはじめとするエンカシ消費の推進 6 次代を担う世代への食の継承 信州農業をけん引する中核的経営体の確保・育成、多様な人材の呼び込みによる支え手の確保 くだもの王国づくりの推進、農村DX・スマート農業の推進による生産性の向上、稼ぐ産地を支える基盤整備の推進 県オリジナル品種など研鑽食材の魅力・価値の発信、地域農畜産物の活用による持続可能な新たなビジネスの創出 多様な人材による農村の振興、地域ぐるみで取り組む多面的機能の維持活動、災害から暮らしを守る農村の強靱化 持続可能な暮らしを支える地産地消・地消地産の推進、有機農産物など環境にやさしい農産物等の消費拡大 伝統野菜など地域ならではの食文化の継承、農業者と関係機関の連携による食育・農育の推進

2. 事業計画

事業（取組）名	事業（取組）内容	達成すべき目標との関連	事業実施要綱上の該当項目	5ヶ年間の事業(量)内容	総事業費(千円)
食の地域内循環推進事業	県産農産物の販売拠点である農産物直売所の課題解決や、消費者ニーズに応じた農産物の取扱・情報発信力・情報共有等の強化を図ることにより、県産農産物の地域内消費の拡大、直売所を拠点とした地域活性化の取組を推進する。	①	ふる水第3-2-(2)(3)	(令和7年度～令和11年度) 地産地消の拠点となる農産物直売所の魅力向上、維持・発展に向けた推進活動 ・農産物直売所セミナーの開催(年1回×R7～11の5年間) ・運営手法等の助言(年7団体×R7～11の5年間)	4,034
野生鳥獣被害総合対策事業	野生鳥獣による農作物被害は平成19年の約10億円から今までの取組により約半数まで減少しているものの、依然として高い状況にある。令和3年度まで減少傾向にあった農作物被害額は令和4年度に始めて増加に転じ、令和5年度は5億3千万円と前年比111%とかなり大きく増加しており、依然として深刻な状況が続いている。集落の高齢化や野生鳥獣被害の拡大など新たな課題に直面するなか、県下10地域毎に組織した野生鳥獣被害対策チームにより地域の実情に合わせた集落ぐるみによる総合的な被害対策を繰り返し支援することにより農地の機能の維持・保全を図り、営農活動を継続させる。	②	ふる水第3-2-(2)	(令和7年度～令和11年度) 集落の実情にあった野生鳥獣被害対策を実施するための行政職員や集落リーダー等育成などの集落組織体制指導支援や集落点検の実施、現地対策技術の効果検証に必要な調査・機材の整備等の被害対策に係る園地支援体制の強化を図る。(研修会の実施、対策チームによる集落点検等の実施)	7,178
信州伝統野菜継承・産地育成事業	地域の固有品種である伝統野菜を調査し、一定の基準を満たした品種について「信州の伝統野菜」として選定や伝承地蔵地認定をするとともに、優良種子の安定確保や地域の食文化の継承支援などの取組により、地域振興や中山間地域の農地の維持保全を図る。	③	ふる水第3-2-(2) 第3-2-(3)	信州伝統野菜認定委員会の開催(3回)、新規の選定・伝承地栽培認定に向けた現地調査の実施(年1回以上)、品種の維持・保存のための採種研修会の開催(年1回以上)	2,330
薬草栽培推進事業	需要が高まっている国内産業草(生薬原料)の栽培技術の普及・定着のための研修や、需要量が多い薬草の種苗の安定供給体制を確立、生産組織等の育成により、中山間地域における薬草栽培を推進し、農地の維持活用、保全を図る。	④	ふる水第3-2-(2) 第3-2-(3)	種苗生産のための原種の保護及び増殖(3品目)、薬草栽培研修会の開催(1回)	1,830
ワンツークイーン生産拡大事業	「クイーンルージュ®」を試食した市場関係者、果実専門店等から期待が高く、「ナガノパープル」「シャインマスカット」とのぶどう三姉妹®としてのセット販売も期待されていることから、「クイーンルージュ®」の生産拡大に向けて、安定生産技術の早期確立や生産者への普及・定着が求められている。このため、地域の技術者等を対象にした研修会の実施等により、安定生産技術の普及・定着を図るとともに遊休農地での新植や低位生産園の改植等を推進し、中山間地域の農地保全を図る。	⑤	ふる水第3-2-(2) 第3-2-(3)	安定生産に向けた現地検討会・研修会を年1回以上実施。 県内6地域に設置している、「クイーンルージュ®」プロジェクトチームによる現地課題解決に向けた研修会等の実施(各地域年2回以上)。 ぶどう「クイーンルージュ®」コンクールの開催による、栽培技術の向上及び生産者の栽培意欲高揚(令和8年以降に開催)。 県内外市場等における「クイーンルージュ®」の魅力発信による、市場及び消費者への訴求を年1回以上実施。	3,061
飼料増産・堆肥活用促進事業	輸入飼料に依存しすぎない、自給飼料基盤に立脚した畜産経営を確立するため、実証ほ場等を設置するなど、飼料作物の優良品種導入や効率的な草地管理の啓発・普及を行うことで中山間地域農地の活用促進を図る。	⑥	ふる水第3-2-(3)	(令和7年度) 展示ほ場の設置(2か所)、現地検討会の実施(2回)、県産飼料の利用拡大モデルの構築(検討会2回)	7,010
中山間地域の水田における用水管理の省力化～スマホで簡単に水管理～	中山間地域においても農業の自動化・省力化により水稻栽培における省力化を推進していく必要がある。本事業では、低コスト自動給水システムやパイプ化した用水路にバルブ式の自動給水栓等を中山間地域の試験ほ場に設置し、その効果を検証するとともに、効果の見える化による啓発活動により、システムの普及拡大を図る。	⑦	ふる水第3-2-(1,2)	(令和7年度～令和9年度) 自動給排水システム2箇所、自動分水システム1箇所の計3箇所の試験ほ場にて実証実験を実施。	7,520

中山間地域土地改良施設安全管理適正化事業	中山間地域にある土地改良施設について、市町村・土地改良区・水利組合等の施設管理者自らが個別施設計画等に基づく適時適切な施設の監視、診断、整備、計画見直しを繰り返して行っていくための技術習得や体制整備を支援し、施設管理に係るストックマネジメントサイクルの確立によるトータルコストの縮減を図る。	⑧	ふる水第3-2-(2.3)	(令和7年度～令和11年度) 土地改良施設の適切な維持管理、更新整備、ストックマネジメントサイクルの確立のために必要な、施設状態の診断技術習得や継続的な個別施設計画の更新、保全管理体制強化に向けた研修、会議、指導等を、毎年度県内10地域において実施。	2,419
地下かんがいシステム導入促進事業	中山間地域の経営規模が小さな水田農業においても「稼ぐ農業」を実現させるため、地下水位制御システム（FOEAS）等の新たなかんがい技術の導入は有効である。 本事業では、FOEAS導入適地に現地モデルほ場を設置し、市町村、農業関連団体等を対象とした展示見学会や各種実証試験を行うことで、水田の畑地化に取組む地域における導入を促進することを目的とする。	⑨	ふる水第3-2-(1)	(令和7年度) 佐久市清川に設置したFOEAS現地モデルほ場において、水稻一玉ねぎーカボチャの2年3作の栽培実証の成績を取りまとめ、市町村、農業関連団体等を対象とした展示見学会や成果説明会を開催する。	1,073
畦畔の緩傾斜化による草刈りの省力化事業	県内の水田における畦畔の勾配は、1割（45°）に近い急勾配な畦畔が多く、草刈り作業に多大な労力と、危険が伴うことが課題となっている。 本事業では、既存畦畔を活用して、畦畔勾配など様々な条件下で自動草刈り機のモデル実証を行い、その効果を検証するとともに、新技術導入ガイドラインや動画などを用いた啓発活動によって、草刈り作業の省力化における「畦畔の緩傾斜化」という手法を確立させて、普及拡大を図ることを目的とする。	⑩	ふる水第3-2-(1)	(令和7年度～令和9年度) 県営農業農村整備事業地区の担い手や多面的機能支払事業の活動組織等を対象に自動草刈り機のモデル実証を1年に2回ほど実施。最終の令和9年度に実証結果を取りまとめて、ガイドラインの作成や啓発活動を行う。	2,088
農業農村整備GIS構築事業	現行、県内における農業農村整備事業の実績管理は、紙媒体の実績図で行っており、実績図の作成及び実績データの利活用にあたっては、多大な労力を要していることに加えて、人為的ミスが生じるおそれがある。 本事業では、農業農村整備GISを構築し、実績管理業務の省力化及び実績データの適切な利活用を図ることに加え、将来的展望として、市町村、土地改良区と農業農村整備GISを共有し、農家用施設管理台帳の情報をGISに付加することで施設の適切な維持管理を進めることも見込んでいる。	⑪	ふる水第3-2-(1)	(令和7年度) 農業農村整備事業の実績管理を目的としたGISの構築と紙媒体で管理している既存実績図のトレース（GISデータ化）を実施。	16,716
地すべり防止区域管理強化事業	中山間地域の農地保全のために、地すべり防止区域内における老朽化した標識、標柱を更新し、持続可能な維持管理体制を確立する。	⑫	ふる水第3-2-(1)	(令和7年度) 土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれがある「地すべり防止区域」において、経年劣化により老朽化した標識と標柱を更新する。 標識・標柱更新 年間5区域	10,511
地すべり防止区域管理強化事業（無人航空機活用事業）	地すべり防止区域の適正な管理を行うために購入した無人航空機（ドローン）の、安全運用に必要な知識の習得と、国土交通省への承認申請に必要な技能証明書を取得する。 また、無人航空機を安全に運用するため、機体保険と損害賠償保険に加入する。	⑬	ふる水第3-2-(2)	(令和7年度～令和11年度) 無人航空機（ドローン）を安全に飛行させるために必要な知識と操作技術を学び、ドローン飛行許可及び承認申請に必要な10時間の飛行証明を取得する。 講習受講者数 年間7名 併せて、無人航空機本体11機の保険及び賠償責任保険に加入する。	4,176
農業リーダー育成事業	農業リーダーを年間45名育成する目標に対し、R5年度は38名の実績であったことから、更に農業経営士、農業士、農村生活マイスターの育成に努める。また、中山間地等への移住者、就農者の増加が見込まれており、多様な人材との協働による農村の活性化に向けて、農業リーダーの養成を図る。	⑭	ふる水第3-2-(2)	(令和7年度～令和11年度) 中山間地域等の住民活動の推進指導及び地域振興に向けた助言等を行う人材を育成するための研修会等を開催する。【研修会200回×5年＝1,000回】	15,133
就農サポート事業（就農促進プロジェクト事業）		⑮	ふる水第3-2-(3)	(令和7年度～令和11年度) 地域における就農希望者・新規就農者等の支援・受入体制の充実により、中山間地域の住民活動の活性化や農地等の保全整備等の活動の主體的な役割を担うことができる人材の育成・確保を目指す。【講座開催10地区各1回×5年＝50回】	9,134
就農サポート事業（新規就農者研修指導事業）	49歳以下の新規就農者を年間215名確保する目標に対し、R5年度は172名の実績であり、今後は、就農相談活動において、対面を主体にオンライン就農相談を実施することで相談機会を増やし、新規就農者の確保に努める。また、若年層の農業、農村への理解を深めるため、研修生の受入れに対する支援等、関係機関・団体が一体となって就農促進活動を進める。	⑯	ふる水第3-2-(2)	(令和7年度～令和11年度) 若年層の農業や農村への理解を深め、新規就農者の確保を図るための農業体験・研修を実施する。【研修50箇所×5年＝250箇所】	3,140
就農サポート事業（農業の未来の担い手支援事業）		⑰	ふる水第3-2-(3)	(令和7年度～令和11年度) 教育委員会や農業法人協会と連携したコーディネートにより、高校生を中心とした若年層に農業の理解を深める講座などを実施し、将来の就農につなげる 【10地域／年】 また、就農ガイドブックの閲覧者増に向けたPRを実施する。	626
企業経営体の誘致・参入支援事業	農業基盤盤強化促進法の一部改正に伴い、地域計画の策定が法定化され、10年後の耕作予定者を一筆毎に位置づけた目標地図の作成が義務化される中、基幹的農業従事者の減少や高齢化の進行により、中山間地域の農地保全や住民活動の停滞が危惧されることから、農業参入希望の企業を誘致し、参入を促す活動を行い、中山間地域等を対象とした地域農業及び農地・農業施設の保全を図る。	⑱	ふる水第3-2-(3)	(令和7年度) 中山間地域への就業者を増加させることを目的として農業参入企業を誘致するために、県外の農業参入フェアに参加し、農業参入希望企業の長野県への誘致を図る。【2回／年】	921
「地域計画」推進事業	市町村で策定された「地域計画」の取組を持続的なものとし、地域農業の振興のベースとなるよう充実を図るため、将来を見据えた内容となっている計画の抽出や、そういった計画の必要な情報、支援等について詳細な調査及び分析を行い、その結果を市町村へフィードバックしつつ、今後の県の支援施策立案に活用する。	⑲	ふる水第3-2-(1)	(令和7年度) 令和6年度末に策定された県下各地の地域計画を分析し、優良事例や課題を把握することで、今後の見直し・更新にあたり内容を充実し、地域の活動を活発化させる材料とする。	18,451

中山間地域魅力創出事業	中山間地域は平坦地域に比べ、人口の流出による過疎化や高齢化の進行が顕著であり、農村コミュニティの活動が低下している。このことから、各地域の特性を活かした新たな品目の導入や、地域資源を最大限活用した独自性の高い取組を支援し、中山間地域の活性化を図ることを目的とする。	㉔	ふる水第3-2-(3)	(令和7年度) 地域の特性を活かした新品目の導入など、中山間地域の集落住民が主体となって取り組農業生産活動等を支援することで、農村集落のコミュニティ活動の維持・強化を図る。【7地区／年】	9,654				
ワイン用ぶどう栽培技術向上事業	ワイナリーや自社農場をもつ生産者の栽培技術向上に向け、地域の気候や導入品種等を考慮した栽培技術研修会を開催し、栽培技術の高位平準化による高品質なワイン生産に向けた取り組みを進める。	㉕	ふる水第3-2-(3)	(令和7年度) ワイン用ぶどう栽培者の栽培技術向上に向け、新規就農から年数（5年以上）を経た方を対象に、地域特性や導入品種を考慮した栽培技術研修会を開催し、高品質なワイン生産を進める。	1,668				
棚田地域地すべり防止区域管理強化事業	棚田地域の農地保全のため、地すべり防止区域内における老朽化した標識、標柱を更新し、持続可能な維持管理体制を確立する。	㉖	棚田第3-2-(2)	(令和7年度) 土砂移動の可能性が高く、これによる被害が発生するおそれがある「地すべり防止区域」において、経年劣化により老朽化した標識と標柱を更新する。 標識・標柱更新 年間5区域	7,709				
ふるさと信州棚田支援事業	棚田地域における、都市住民を交えた土地改良施設・農地の保全整備等の地域住民活動経費に対して支援を行う。	㉗	棚田第3-2-(3)	(令和7年度～令和11年度) 棚田地域振興法における棚田地域振興協議会や、その他棚田保全団体に対し年間5団体×5年で延べ25団体の取り組みを支援し、棚田の保全及び棚田地域の振興につなげる。	10,448				
信州棚田ネットワーク推進事業	県内の棚田保全団体や市町村等の棚田に関するあらゆる情報を一元化し、情報共有、発信、利用を通じて、棚田と棚田、棚田と人とをつなぐ信州棚田ネットワークを構築する。	㉘	棚田第3-2-(1)	(令和7年度～令和11年度) 信州棚田ネットワークHPを運営し、棚田に係る情報を発信すると共に、新たな棚田カード・ガイドを作成（5地区程度）する。 また、新たに棚田パートナーシップ協定を締結（10協定程度）し、棚田への多様な人材による支援を促進する。	10,927				
				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	R7-11合計
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (ふる水と土基金)	計画事業費			30,797	24,469	24,469	24,469	24,469	128,673
	(実績額)			(0)					
中山間ふるさと・水と土保全推進事業 (棚田基金)	計画事業費			6,960	5,531	5,531	5,531	5,531	29,084
	(実績額)			(0)					